

公園樹の安全対策事業対象樹木への地元からの要望への対応方針

公園樹の安全対策事業において、撤去・更新の対象となっている樹木（以下、「対象樹木」という。）について、当該公園を含む一定の範囲で組織された町会や地域活動協議会（以下、「地域団体」という。）から存置の要望があり、次の各項目を確認した場合は、対象樹木の撤去・更新方針は維持しつつ、経過観察を行うこととする。

なお、対象樹木を管理する公園事務所は、特に、安全面での経過観察を行いつつ、年2回の定期点検毎に撤去・更新の必要性を確認するものとする。

記

1. 地域団体から、対象樹木を残して欲しいとの強い意見があること。
2. 当該公園の清掃等の日常管理に携わっている公園愛護会や指定管理者（以下、「愛護会等」という。）が、対象樹木の撤去・更新方針は維持しつつ、特に、安全面での経過観察を行うことに同意していること。
3. 対象樹木を管理する公園事務所と地域団体及び愛護会等が、対象樹木の変状及び異常の内容や程度と対象樹木を存置する場合のリスクを共有し、今後、そのリスクが高まった場合には、対象樹木を撤去・更新する旨、地域団体が合意していること。
4. 地域団体は日常的に対象樹木の状態を見守り、必要に応じ公園管理者に連絡すること。

以上